

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一


副本直送 


第1準備書面


平成17年3月31日


宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中


被告訴訟代理人弁護士	谷	田	容	一 
同	白	井	裕	己 
同	船	田	録	平 
同	平	野	浩	規 
被告指定代理人	大	類	道	夫 
同	小	野	崎	忠 
同	小	野	塚	和 

同 池 田 雅 之 

同 鈴 木 充 

同 赤 羽 幸 雄 

同 毛 部 川 直 文 

同 長 谷 川 浩 庸 

1 請求の原因第2項に対する認否

(1)ア (1) のアについて

認める。ただし、「導水管」は「導水路」が正しい。

イ (1) のイについて

以下の事実と矛盾しない限度で認める。

(ア) に関し

国が利根川水系における水資源開発基本計画を策定したのは、昭和37年8月であり、上記基本計画が変更となって思川開発事業が追加されたのは、昭和45年7月である。

(イ) に関し

原告らは「小川のような小河川」、「狭く」、「水量に乏しい」、「巨大なダム」、「直径5mもの」、「20kmも運んで」などと評価するが、南摩ダムが建設される南摩川は、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系として政令で指定された利根川水系に属する一級河川である。

(ウ) に関し

平成6年には、その当時の水資源開発を取り巻く状況の変化を受け、「水と密接に関わってきた今市地区の水利用、産業、文化をも踏まえ、既得用水や地下水・伏流水の保全、河川環境の保全、さらに栃木県をはじめ首都圏への水需要に応えるとともに、治水、利水双方にわたって地元や将来の発展に貢献できる事業」として計画の見直しがなされたものである。

「思川開発大谷取水反対期成同盟会」は「思川開発大谷川取水反対期成同盟会」が正しい。

(エ) に関し

「南摩ダム建設絶対反対協議会」は「南摩ダム絶対反対室瀬協議会」が正しい。

(オ) に関し

当該実施方針変更は、国（建設省）が平成12年11月に大谷川分水中止を決定したことに伴い、事業内容の見直しを行った結果である。

ウ (1) のウについて

認める。

エ (1) のオについて

認める。

(2)ア (2) のアについて

認める。

イ (2) のイについて

事業費を認め、その余は争う。

湯西川ダム建設事業については、昭和47年度に予備調査開始、昭和57年度に実施計画調査着手となっているのであり、「思川開発事業と同様」ではない。

「完結することとなっていた」とあるが、昭和48年改定の利根川水系工事実施基本計画にそのような記載はない。

湯西川ダムが工事实施基本計画に位置づけられたのは、平成4年改定の工事实施基本計画からである。

ウ (2) のウについて

認める。ただし、①中の「洪水調整」は「洪水調節」が妥当であり、⑤中の「水道用水」は「工業用水」が正しい。

エ (2) のエについて

認める。

(3)ア (3) のアについて

認める。

イ (3) のイについて

以下の事実と矛盾しない限度で認める。

(ア) に関し

カスリン台風の接近により関東地方では9月13日～15日に雨が降り、16日未明に利根川本川右岸・埼玉県東村（現大利根町）新川通地先で堤防が決壊し、氾濫は埼玉県下のみならず、東京都葛飾区・江戸川区にまで達した。

「利根川治水計画（利根川改修設計計画）」は「利根川改修改訂計画」が正しい。また、「上流ダム群によって・・・1万4000 m³/秒とする」に関する上記計画の内容は、本支川に堰堤を築造する等により洪水調節を行って烏川（烏川ではない。）合流後における流量を3000 m³/秒だけ減少し、烏川合流点より江戸川分派点までは1万4000 m³/秒とする、というものであった。

(イ) に関し

「5月」は「4月」が正しい。

「ハッ場ダム問題の発端」は不知。

(ウ) に関し

「草津温泉・・・硫黄鉱山採掘跡地から流出する水」は「主に草津白根山の火山活動に起因する強酸性の温泉水及び硫黄坑廃水や鉱滓堆積場からの廃水」が、「ダムの提体等を損傷・・・一時中断した」は「吾妻川強酸性水はコンクリートを浸食するため、ダム建設には問題があると判断し、水質改善の見通しが得られるまで予備調査を一時中断した」がより正しい。

「上流に・・・稼働する」は「吾妻川に合流する白砂川の支川湯川に昭和38年11月草津中和工場が完成し、更に、酸性河川に投入された石灰乳液により生じる中和生成物を生成・沈殿するための品木ダムが昭和40年12月完成したことに伴い、中和事業が本格稼働する」が正しい。

(エ) に関し

反対期成同盟の結成の「12月」は「11月」が正しい。

(オ) に関し

「92（平成4）年から・・・調査が行われ」は「平成4年9月に長野原地内で用地補償調査が開始され、平成11年6月には八ッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会が設置され」が正しい。

(カ) に関し

工期については、基本計画（八ッ場ダムの建設に関する基本計画）の第1回変更時（平成13年9月）に平成22年度と変更しており、第2回変更時（平成16年9月）に変更したものではない。

(キ) に関し

開発水量の変更、「流水の正常な機能の維持」の事業目的追加等により、費用負担率も見直されており、負担金が「比例して当然増額」されるというものではない。

「驚愕して・・・漫然と変更計画に同意を与えた」とあるが、栃木県においては、八ッ場ダムが利根川の治水計画に必要施設であるとの認識の

もと、変更内容等を検証して相当と認め、同意したものである。他の都県については不知。

ウ (3) のウについて

概ね認める。ただし、③の「北千葉広域水道事業団」は「北千葉広域水道企業団」、「印旛郡広域市町村圏事務組合」は「印旛郡市広域市町村圏事務組合」、「1日約」は「1日最大」、④の「1日約7万0848㎡」は「1日最大7万0800㎡」が正しい。

エ (3) のエについて

認める。

(4)ア (4) のアについて

思川開発事業、湯西川ダム建設事業及び八ッ場ダム建設事業の事業費が、それぞれ約1850億円、約1840億円、約4600億円の合計約8290億円であることを認め、その余は争う。

関連事業費として、水源地域対策特別措置法に基づく事業（以下、同法を「水特法」、同事業を「水特事業」という。）の事業費は、思川開発事業、湯西川ダム建設事業及び八ッ場ダム建設事業につき、それぞれ約143億円、約257億円、約997億円と見込まれているが、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業（以下、同法人を「水源地域対策基金」、その事業を「基金事業」という。）の事業費は未定である。原告らは「本件3事業の事業費は1兆円を超える」、「起債の利息が加わるので、国民の総負担額は1兆5000億円にもなることが予想される」というが、その積算根拠が分からない。

イ (4) のイについて

第1段は概ね認める（ただし、湯西川ダム建設事業の治水分は約101億円、八ッ場ダム建設事業の治水分は約10億円で、総合計は約327億円）。

第2段は争う。「約400億円にもなる」というが、その積算根拠が分からない。また、基金事業は、水特法に基づく事業ではない。

第3段は争う。平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間における栃木県の負担額は、合計524,896,415円である。

2 請求の原因第3項に対する認否

(1) (1) について

「(2)以下に述べるとおり」との点に関しては、(2)以下で認否するとおりであり、その余は概ね認める。

ただし、ダムの全てが当然に河川法3条の河川管理施設となる訳ではない。本件に関しても、独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が行う思川開発事業における南摩ダムは、洪水防御の機能等をその目的に含む多目的ダムであることから、独立行政法人水資源機構法（以下「水資源機構法」という。）2条4項の特定施設に該当し、河川管理施設となるものである（同法17条1項）。また、思川開発事業に関する費用のうち、洪水調節等に係る費用についての国及び都道府県の負担は、河川法59条、60条に基づくものではなく、水資源機構法21条に基づくもの（国が水資源機構に交付し、その金額の一部を都道府県が負担）である。

(2)ア (2) のアについて

争う。

水資源機構法29条は、土地改良区の組合員に対する経費の賦課に関する規定である。

思川開発事業についての栃木県の利水関係負担金は、水資源機構法25条1項の「機構は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者・・・に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築又は改築及び管理並びにこれについての災害復旧工事に要する費用・・・を負担させるものとする。」との規定に基づくものであり、同法施行令

29条に費用の範囲が、30条に負担金の額が、31条に支払方法がそれぞれ規定されている。なお、訴状請求の趣旨第1項の(1)にも「第29条第1項」とあるが、訂正されて然るべきであろう。

答弁書第2の第3項(3)でも指摘したとおり、水資源機構法には、「ダム使用权」についての規定はなく、特定多目的ダム法の準用もない。

イ (2) のイについて

「ダム使用权設定予定者として」との点は否認し、その余は概ね認める。

既に述べたとおり、水資源機構が行う思川開発事業に関しては、「ダム使用权」という概念はなく、栃木県はダム使用权設定予定者というものではない。

ウ (2) のウについて

争う。

水資源機構が行う事業については、同機構の主務大臣に対する事業実施計画の認可申請という概念はあり得るが(水資源機構法13条1項参照)、ダム使用权、ダム使用权の設定予定者や設定申請という概念はない。栃木県が設定申請を行った事実もない。

なお、水資源機構法施行令30条2項は、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における負担金の額について規定しているものである。

(3)ア (3) のアについて

認める。

イ (3) のイについて

以下の限度で認める。

湯西川ダム建設事業及び八ッ場ダム建設事業についての費用負担は、それぞれ河川法60条、63条に基づくものであるが、思川開発事業についての費用負担は、河川法60条ではなく、水資源機構法21条3項に基づくもの

である。

栃木県が試算した上記3事業に関する栃木県の治水分の負担金の額は、以下のとおりである。

- ① 思川開発事業 約130億円
- ② 湯西川ダム建設事業 約101億円
- ③ ハッ場ダム建設事業 約10億円

平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間の支出額については、思川開発事業に係る支出額は、251,348,042円であり、合計額は、412,837,704円である。

(4)ア (4) のアについて

認める。

イ (4) のイについて

認める。ただし、「対象ダム」は「指定ダム」が正しい（水特法2条）。

ウ (4) のウについて

平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間の負担金の額を否認し、その余は認める。

上記期間中における当該協定に基づく栃木県の負担金の額は、44,412,000円である。原告らの主張する「1億9537万4000円」は、水特法12条1項に基づき利水者である宇都宮市が負担する額を含む平成15年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日）の負担金の額である。

なお、上記44,412,000円は、当該期間中に支出された整備事業費のうち、当該協定に基づき栃木県が負担すべきものとされた金額なのであり、これが「負担金」として県公金から支出されたという訳ではない（この点は、宇都宮市の負担額を含む原告ら主張の金額も同様）。

(5)ア (5) のアについて

認める。ただし、基本基金は正確には1,000,064,000円であり、1都5県のほかに国も基本基金を拠出している。

イ (5) のイについて

認める。ただし、当該協定は、平成12年3月31日（平成2年8月1日ではない。）に、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県及び水源地域対策基金の間で（東京都は含まれていない。）締結されたものであり、その後平成14年3月1日に協定の一部変更がなされた。現在の思川開発事業に伴う基金事業に係る経費負担は、平成14年3月1日付けの協定に基づくものである。

ウ (5) のウについて

認める。

(6) (6) について

住民訴訟は、住民である原告の掲げる特定の財務会計上の行為又は事実が専らその審理の対象となるものであるから、被告は、今後とも、本件訴訟の対象はこの「小括」にいう「各負担金」の「各支出」並びに「ダム使用权」の「設定申請」の取下げをしない事実であることを十分に踏まえ、必要な応訴をしていくこととする。

なお、被告は、思川開発事業についてはそもそも「ダム使用权の設定申請を取り下げる権利」なるものが存在しないことを繰り返して述べてきたところであるが、これは、原告らの当該請求が不適法である旨の指摘に過ぎないものであって、勿論、原告らの専権に属する本件住民訴訟の対象の特定に容喙する趣旨ではない。

3 請求の原因第5項に対する認否・反論

(1)ア (1) のア（利根川下流域自治体における水余り）について

(ア) に関し

首都圏人口が漸増傾向にあること及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口で2015（平成27年）がピークとなっている範囲で認

め、その余は知らないし否認する。

(イ) に関し

不知。

(ウ) に関し

不知。

(エ) に関し

不知。

イ (1) のア (栃木県における水余り) について

(ア) に関し

2002年の人口が約200万5000人との点は否認し、その余は概ね認める。

行政人口が約200万5000人であるのは平成12(2000)年であり、2002(平成14)年の行政人口は約201万1000人である。

(イ) に関し

知らないし否認する。

原告らは、水道の保有水源が100万 m^3 /日を超え、既に約20万 m^3 /日も過剰となっている旨主張するが、その積算根拠が不明である。

(ウ) に関し

既にこの予測は下方修正を余儀なくされているとの評価は争い、その余は概ね認める。

(エ) に関し

実際の年間給水量は予測を下回っているとの点は否認し、その余は概ね認める。

年間給水量実績には専用水道は含まれていないが、需要量の見通しには施設能力に基づいて予測した専用水道が含まれていることから、実際の年

間給水量が予測を下回っているものではない。

(オ) に関し

1人当たりの1日最大給水量が減少傾向にあるとの点を除き、争う。

(カ) に関し

否認ないし争う。

思川開発事業への参画に当たっては、関係市町の要望水量の報告を受けているところである。

また、原告らの主張する過剰水等の積算根拠が不明であるが、仮に原告らの主張する過剰水が存在するとしても、各市町村及び組合等が水道事業者として、それぞれ独自の判断により供給水源を確保しているものであって、栃木県に融通する権限はない。

(キ) に関し

国土庁が1978年に「長期水需要計画」を公表したこと、1990（平成2）年の実績値が60%であったこと、1987（昭和62）年に「ウォータープラン2000」が策定されたこと及び1999（平成11）年に「ウォータープラン21」が策定されたことは認め、その余は否認する。

1990（平成2）年の需要予測は507.4億 m^3 /年（取水量ベース）、実績は303.0億 m^3 /年（同）である。

2000年の需要予測は430.3億 m^3 /年（取水量ベース）、実績は69%である。

原告らは「2002（平成14）年時点で実績値と早くも800万 m^3 /日に近い乖離が生じている」とするが、根拠が不明である。

(ク) に関し

それらのダム、貯水池が中止等されたことは認め、その余は否認する。

原告らは、「利水目的のために計画された」と主張するが、「治水、利

水等のために計画された」ものである。

「1997（平成9）年度以降」は「1996（平成8）年度以降」が、「4500万 m^3 」は「7500万 m^3 」が、「4469万 m^3 」は「4360万 m^3 」が、それぞれ正しく、「710万 m^3 」については計画の見直しにより「240万 m^3 」に変更されている。また、「栃木県、群馬県」は「栃木県」が、「864万 m^3 」は「901万 m^3 」が、「870万 m^3 」は「1080万 m^3 」が、それぞれ正しい。倉渚ダムについては、「凍結」ではなく、本体工事等残工事への着手を当分の間見合わせる事が表明されたものである。「2億9853万 m^3 」は「3億2521万 m^3 」が正しい。

当該中止等の理由が利水の撤退のみでないことはいうまでもないが、思川開発事業については、国が大谷川分水中止を決定した結果である。

フルプラン（水資源開発基本計画）は、水資源開発促進法に基づき、総合的な水資源の開発と利用の合理化を進めるための計画であり、経済社会状況の変化等を踏まえ、適宜、見直しをし、改定を行っているものであって、フルプランの想定が根拠を失っているとの主張は当たらない。

ウ （1）のイ（渇水対策としても新規ダムは不要）について

（ア）に関し

「しかし」以下は争う。

（イ）に関し

争う。

ダムからの補給は3割程度であるとする根拠が不明である。

また、農林水産大臣からの諮問に対する日本学術会議の「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の答申（平成13年11月1日）によれば、「渇水流量に近い流況では（すなわち、無降雨日が長く続くと）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部

の蒸発散作用により、森林自身がかなりの水を消費するからである」とされている。

(ウ) に関し

争う。

再三指摘しているとおり、原告らの主張は根拠不明のものが多く、ここでいう代替手段も抽象的・主観的なものに過ぎない。

平成6年の渇水では、延べ42都道府県、1666万人が影響を受け、平成8年には、利根川水系で最大30%、鬼怒川周辺で10%、渡良瀬川で上水道40%、農業用水60%の取水制限が実施されたほか、荒川でも取水制限が行われ、影響は1都5県の広範囲に及んだ。

原告らは、農業用水からの一時的な融通というが、農業用水についても余裕があるわけではなく、渇水調整においては、農業用水と都市用水とは互譲の精神に基づき、ともに取水制限を行っているものである。

渇水時における地下水の利用といっても、上記渇水時には県南地区では地下水採取が過剰となり、野木町内の水準点では平成6年に7.74cm、平成8年に6.98cmの地盤沈下が記録され、それぞれ全国ワースト2位、同1位となっている。

(エ) に関し

争う。

これも根拠が不明な主観的主張である。ダムが未完成のため、不安定な取水を余儀なくされている水道事業者もおり、渇水の発生に伴う取水制限による影響も深刻なものとなる。

エ (1) のウ (南摩ダムの利水上の欠陥) について

南摩川がダムに適した地形を有していること、集水域が12.4km²であること、南摩ダムの建設計画が大谷川の水を導水することとセットになった思川開発事業としてスタートしたこと、今市市の反対があったこと、1994

(平成6)年に大谷川の取水を年6000万tに半減することとなったこと及び現計画では大谷川からの取水が全くないことは認め、その余は知らないし否認する。

先にも述べたとおり、南摩川は、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定された一級河川である。

原告らは、「そもそも建設省(当時)の流量データは過大であり、各河川の流量や降水量等から考えて、計画どおりの取水はできず、計画どおりにはダムに水が貯まらない、との指摘がなされていた」と主張するが、いつ誰が指摘したのか、また、指摘内容の根拠も不明である。

(2)ア (2)のアについて

(ア)に関し

概ね認める。ただし、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」が、「1万6000 $\text{m}^3/\text{秒}$ 」は「1万7000 $\text{m}^3/\text{秒}$ 」が、「量水標が流出したので」は「流量観測をし得なかったので」が正しい。

(イ)に関し

争う。

- ① カスリン台風時は利根川の上流に当たる群馬県で浸水被害が生じており、17,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ とは、上流の群馬県内で氾濫したことにより流量が低減された状態での流量である。

「基本高水のピーク流量」22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ は、河川管理者である建設省(当時)が200分の1確率規模の洪水流量(21,200 $\text{m}^3/\text{秒}$)と、昭和22年9月のカスリン台風時における実績降雨から算出した流量(22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$)の双方を考慮し、基準地点八斗島地点における「基本高水のピーク流量」を22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ としており、「全く根拠のない架空の洪水流量」ではない。

- ② 群馬県の森林面積は、明治時代以降大きな変化はなく、1947(昭

和22)年時点において、利根川上流の山林が乱伐されていて、その結果森林の保水力が著しく低下していたとの主張には客観的根拠がない。

- ③ 建設省（当時）は、基本高水流量等の設定及び変更について、平成9年法律第69号による改正前の河川法第16条に則り予め河川審議会の意見を聴いて、昭和55年12月19日に利根川水系工事実施基本計画で定めている。

(ウ) に関し

争う。

利根川のような大きな流域では様々な雨の降り方に対処する必要があるが、1/200確率規模で、カスリン台風を含む31の洪水パターンを対象とした結果では、八ッ場ダムは、群馬県八斗島地点において、最大で約1,500 m^3 /秒、平均で約600 m^3 /秒の洪水調節効果があり、「八ッ場ダムは、基準地点における洪水流量調節には、全く寄与することがない。」との原告らの主張は、誤りである。したがって、上記のとおり、調節量からも当該ダムは、上流ダム群の洪水調節の一翼を担っており、「栃木県が八ッ場ダムによって治水上「著しく利益を受ける」などという関係はあり得ない。」との原告らの主張も誤りである。

(エ) に関し

河川工学の一般論として「河道は洪水の流路経路であるほか、河道貯留効果がある」ことは認めるが、本件の吾妻溪谷の自然洪水調節機能だけで、このダム機能を代替することはできない。

(オ) に関し

争う。

イ (2) のイについて

南摩ダムの治水目的が思川下流地域及び利根川・中下流地域の洪水対策であることは認めるが、その余は争う。

- ① 南摩ダムは、ダム地点計画高水 $130 \text{ m}^3/\text{秒}$ のうち最大 $125 \text{ m}^3/\text{秒}$ を洪水調節するものであり、洪水調節した分の効果は発揮される。
- ② 渡良瀬遊水地から利根川への合流量が「0」とされているのは、南摩ダム等の洪水調節や渡良瀬遊水地による洪水調節の結果、最終的には利根川本川への計画高水流量には影響を与えないという意味であり、利根川の計画高水流量は、利根川上流や支流のダム群（当然南摩ダムもそれに含まれる。）の洪水調節を前提として設定されたものである。したがって、南摩ダム等による洪水調節がなされないとすれば、渡良瀬川から利根川への合流量は増加し、利根川の計画高水流量に影響を与えることは必至であり、南摩ダムの洪水調節は、利根川中・下流の洪水軽減に寄与している。

ウ (2) のウについて

湯西川ダムの治水目的が鬼怒川及び利根川本川下流の洪水対策であることは認めるが、その余は争う。

- ① 「鬼怒川水系の治水ダム計画は五十里ダム、川俣ダム及び川治ダムの3ダムで完結することになっていた」とあるが、それが誤りであることは、第1項(2)イに述べたとおりである。
- ② 昭和55年12月に利根川水系工事実施基本計画の改定が行われたが、これは利根川の基準地点八斗島における基本高水のピーク流量を $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ とし、上流ダム群で $6,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ を調節することを骨子とする利根川水系全体の計画改定（昭和55年12月19日施行）である。そして鬼怒川についても、当該河川の利根川本川における計画高水流量に対する影響を与えないよう計画の改定が行われたものであり、湯西川ダムは、鬼怒川及び利根川本川下流の洪水対策上必要な施設である。

(3)ア (3) のアについて

争う。

- ① 吾妻川の中和事業は治水、農業、工業、生活環境等に様々な効果を発揮

しており、「コンクリートや金属を腐食させるのを防止すること」だけが目的ではない。また、「いずれもPH2.0程度の原水をPH6.5程度にする」は、「草津工場で中和対策を実施している湯川ではPH2程度、香草工場で中和対策を実施している矢沢川ではPH2.9程度、大沢川ではPH2.8程度の原水をPH5～6程度にする」が正しい。なお、中和処理工場の箇所数、名称及び処理能力の記述は正しい。

- ② そもそも、品木ダムは中和生成物を生成・沈殿させるためのものであり、ダム機能の維持回復を図るために浚渫を実施しているのであって、「品木ダムは間もなく飽和状態に達しようとしている」という原告らの主張は誤りである。また、新たな土捨場の整備、貯砂ダム新設等も進めることにしているので、品木ダムの貯水池が堆砂により満杯になることはない。

イ (3) のイについて

ダム建設段階で、100年分の予想堆砂量を「堆砂容量」として確保することになっていること、八ッ場ダムの場合も1,750万㎡の容量が堆砂容量として確保されていることは認めるが、その余は争う。

- ① 「実際の堆砂速度は計画を大幅に上回るのが一般的である。」という事実はない。

ダム貯水池への土砂の流入は、地形、地質、気象等の条件によって異なり、堆砂の影響も水系毎、ダム毎に異なっている。国土交通省及び水資源機構で管理する90カ所のダムを対象とした調査によれば、調査対象ダム全体では、堆砂の速度は計画で見込んだものに対し約9割となっており、計画の範囲内である。また、調査対象ダムのうち、計画堆砂量を超えているものは2ダムである。このように、実際の堆砂速度が計画を大幅に上回り、計画堆砂量を超えることは例外的な場合であり、「一般的」とは言えない。

② 品木ダムが飽和状態になるために、八ッ場ダムが「中和生成物沈殿池」の役割を担うことになるという原告らの主張は、(3)アで述べたとおり、誤りである。

(4) (4) について

八ッ場ダム建設事業についての本件の論点は、同事業に対する栃木県の治水関係負担金支出が違法かどうかということに尽きるものであるところ、吾妻溪谷がどうなるか、八ッ場ダムのダム湖がどうなるか、川原湯温泉街の今後、ダム湖周辺における災害の心配などが上記治水関係負担金支出の違法原因になるとは到底考えられないから、これらは本件とは無関係であるといわざるを得ない。

これらの主張事実が本件の請求原因たり得るといふならば、何ゆえに栃木県の治水関係負担金支出が違法になるというのか、その事実上及び法理上の根拠を具体的に明らかにされたい。

(5)ア (5) のアについて

争う。

地方財政法4条1項は、予算の執行としての経費の支出に関する原則を定めたものであり、地方公共団体が行う事務事業の実施等に関する行政判断を直接規制するものではないと解すべきである。原告らが問題にしているのは、その主張自体から明らかなように、国（水資源機構を含む。）の思川開発事業、湯西川ダム建設事業及び八ッ場ダム建設事業に対し、栃木県が、治水、利水、水源地域整備等の観点からどのような関わりを持つかという点に関する行政判断の当否である。このような問題について、地方財政法4条1項を援用して適法・違法を論じること自体、不相当というべきである。

また、これまで認否してきたとおり、「栃木県は、思川開発事業による水利権を開発して、都市用水の水源を確保する必要を全く有していないし、治水上も本3事業による利益を全く受けることがない」との事実は認められな

いのであり、「地方公共団体の存在目的を達成する上での必要性を欠く公金の支出」というのは、事実の主張としても明らかに失当である。

イ (5) のイについて

争う。

これも、これまで認否してきたとおりであり、「本3事業が利水上、治水上の効用を有しない事実は、客観的に明白である」というような事実は到底認められない。

また、国（水資源機構を含む。）による当該各事業の実施という厳然たる事実がある中で、水資源機構法又は河川法に基づく費用負担の法的義務の履行を求める納入告知が、何ゆえに「無効であり、被告らはその拘束を受けない」ということになるのか、その法理上の根拠も不明である。

なお、栃木県の負担金に関する法条の適用関係は、思川開発事業における治水関係負担金は水資源機構法21条1項、利水関係負担金は同法25条1項にそれぞれ基づくもの（いずれも27条ではない。）であり、湯西川ダム建設事業における治水関係負担金は河川法60条1項、八ッ場ダム建設事業における治水関係負担金は同法63条1項に基づくものである。

ウ (5) のウについて

争う。

協定の時期、当事者等については、第2項(5)イに述べたとおりであり、「本3事業が栃木県にとって治水上も利水上も必要性がないことについては、栃木県以外の協定当事者たる各県においても、当然知っており、また知り得べき事実である」というような事実は認められず、したがって当該協定の無効をいう原告らの主張が失当であることは、上記イに述べたところと同様である。

(6) (6) について

争う。

答弁書第2の第3項、第3の第2項に述べ、この準備書面でも繰り返し指摘してきたとおりである。

また、仮に「ダム使用权設定申請の取下げ」なるものを「思川開発事業からの撤退」に置き換えたとしても、当該事業から撤退する、しない等は、栃木県が行う水資源行政上の行為（判断）であって、住民訴訟の対象である財務会計行為としての財産の管理等には当たらないものである。

なお、思川開発事業から撤退したとしても、水資源機構法25条1項、同法施行令30条2項1号等に「事業からの撤退・・・」とあるとおり、必ずしもその後の費用負担を免れる訳ではない（額はともかくとして）のであり、「今後の負担金の負担・支払いの義務を免れることができる」というのは誤りである。

(7) (7) について

負担金の負担、支出が地方財政法の禁止する違法な財務会計行為に当たるとの主張は、争う。